

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日であるときは、その翌日)

目 次

◇告 示 鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額の一部改正 (労政能力開発課)

土地改良区の役員のが就退任 (農村整備課)

公有水面の埋立ての免許の出願 (漁港課)

収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (会計課)

◇公 告 遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)

平成九年度前期技能検定の実施 (労政能力開発課)

平成九年度技能検定 (基礎一級及び基礎二級) の実施 ()

二級建築士試験等の実施 (建築課)

◇雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取 (経営流通課)

告 示

鳥取県告示第百三十一号

平成四年二月鳥取県告示第百九十三号 (鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験

の手数料の額について)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の1中「二万三千八百円」を「二万五千四百円」に改める。

一の2中「三級」の下に「(在校生を除く。)」を加え、「二万三千八百円」を「二万五千四百円」に、「二万三千円」を「二万四千五百円」に、「二万二千円」を「二万三千四百円」に、「二万円」を「二万二千三百円」に、「九千円」を「二万円」に、「八千五百円」を「九千五百円」に改める。

一の2の次のように加える。

3 三級 (在校生に限る。)

| 検 定 職 種 | 手数料の額 |
|-------------------|-------|
| 園 芸 装 飾 園 | 一万円 |
| 造 園 | 九千七百円 |
| 金 属 熱 処 理 | 一万円 |
| 機 械 加 工 | 一万円 |
| め っ せ | 七千五百円 |
| 機 械 検 査 | 七千五百円 |
| 電 子 機 器 組 立 て | |
| プ リ ン ト 配 線 板 製 造 | 一万円 |
| 時 計 修 理 | |
| 内 燃 機 械 組 立 て | |
| 和 裁 | 六千七百円 |
| プ ラ ス チ ッ ク 成 形 | 一万円 |
| と び | 九千七百円 |

| | |
|----------------|-------|
| 配管 | 八千九百円 |
| 内装仕上げ施工 | 一万円 |
| テクニカルイラストレーション | 六千三百円 |
| 舞台機構調整 | |
| 写真 | 一万円 |
| 商品装飾展示 | |

二中「二千六百元」を「三千円」に改める。

鳥取県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、つぎのとおり米川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 松本 初 米子市夜見町一九六

平成八年四月二十一日退任

理事 平木 章 弘 米子市上福原四四三

井上 万吉男 米子市東福原六丁目一四一四五

永見 新一 米子市両三柳二二八五

中原 敏雄 米子市中島八〇

森 勝次郎 米子市勝田町一四

門脇 広徳 米子市富益町四四六八

井田 義美 米子市和田町二五三六

就任した役員の名及び住所

平成九年一月二十日退任

監事 松本 要 米子市旗ヶ崎五丁目一三三八

濱 武夫 境港市花町六〇一二

安田 淳美 米子市大篠津町一九三一

濱 武夫 境港市花町六〇一二

大 葭 頼 文 米子市彦名町四五五五

吉 岡 登 米子市葭津一八一六

永 見 元 境港市小篠津町八九〇

阿 部 隆 境港市高松町一六八

清 水 浄 境港市上道町五三八一

松 本 義 人 境港市渡町九三六

濱 田 靖 境港市外江町一九三七

松 本 要 米子市旗ヶ崎五丁目一三三八

安 田 淳 美 米子市大篠津町一九三一

濱 武 夫 境港市花町六〇一二

濱 武 夫 境港市花町六〇一二

濱 武 夫 境港市花町六〇一二

濱 武 夫 境港市花町六〇一二

理事 井上 万吉男 米子市東福原六丁目一四一四五

永 見 新一 米子市両三柳二二八五

中 原 敏 雄 米子市中島八〇

竹 中 敬 司 米子市目久美町二九九

松 本 要 米子市旗ヶ崎五丁目一三三八

門 脇 憲 晃 米子市夜見町一四〇

井 田 昭 米子市富益町四四六八

井 田 義 美 米子市和和町二五三六

高 尾 俊 寛 米子市彦名町六九二二

吉 岡 登 米子市葭津一八一六

永 見 元 境港市小篠津町八九〇

阿 部 隆 境港市高松町一六八

清 水 浄 境港市上道町五三八一

松 本 義 人 境港市渡町九三六

〃 浜田 靖 境港市外江町一九三七

〃 監事 安井 勉 米子市皆生五三二

〃 安田 淳美 米子市大篠津町一九三一

〃 濱 武夫 境港市花町六〇一二

平成九年一月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第百三十三号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び泊村役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成九年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字泊字船据場一五七三一九、一五七三二二、一五七三二一〇及び一五七三二一一の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 甲亀山三等三角点（北緯三五度三〇分四九秒、東経一三三度五六分五

四秒）から二六九度二四分〇五秒、六一七・七四メートルの地点

2の地点 1の地点から三一七度二八分〇四秒、四二・七三メートルの地点

3の地点 2の地点から三三六度一四分四〇秒、三・一〇メートルの地点

4の地点 3の地点から八九度一〇分五〇秒、三・五〇メートルの地点

5の地点 4の地点から一三六度四三分五〇秒、四二・三七メートルの地点

6の地点 5の地点から一三一度一分〇〇秒、一・〇六メートルの地点

7の地点 6の地点から二三五度五三分〇〇秒、一・八七メートルの地点

8の地点 7の地点から一六一度三三分五〇秒、〇・四七メートルの地点

(三) 面積

一七二・八六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字泊字船据場一五七三一一、一五七三二五、一五七三二一〇、一五七三二二、一五七三二六、一五七三二八及び一五七三二九の地内並びに同村大字泊字船据場一五七三一一、一五七三二〇、一五七三二二及び一五七三二九の地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 甲亀山三等三角点（北緯三五度三〇分四九秒、東経一三三度五六分五四秒）から二七〇度五〇分〇二秒、五八七・五二メートルの地点

イの地点 アの地点から二二七度二八分〇四秒、七七・〇〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から三一七度二八分〇四秒、六〇・〇〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から四七度二八分〇四秒、七七・〇〇メートルの地点

(三) 面積

四、六一九・九七平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地
五 出願年月日

平成九年二月十七日

鳥取県告示第百三十四号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成九年三月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | |
|--------------------|-------------|-----------------|---------------|----------|
| 名 称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| 株式会社山陰合同銀行 河崎支店 | 売りさば き場所 | 米子市河崎一 六一五一一 | 米子市彦名町 八五九 | 平成九年三月三日 |

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年三月四日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

| | | | | | | | |
|--------|--------|-----------------|-----------|------------------|-----------------------|-------------------|------------------------------|
| 申請者 | 氏 名 | 又 は | 名 称 | 株式会社オリンピア | 製造者名 株式会社 オリンピア | 検 定 号 640281 | 有 効 期 間 平成9年3月4日 から3年間 |
| | 住 所 | 法人にあってはその代表者の氏名 | | 東京都台東区東上野二丁目11-7 | | | |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分 | 型 式 名 | 製造者名 | 検 定 号 | 有 効 期 間 | | |
| | 回胴式遊技機 | 規則第6条第2号 該当機 | フラインガルバニー | 株式会社 オリンピア | 640281 | 平成9年3月4日 から3年間 | |

| | | | | | | | |
|--------|---------|-----------------|-----------------------|-----------------|--------------------|-------------------|------------------------------|
| 申請者 | 氏 名 | 又 は | 名 称 | 株式会社三共 | 製造者名 株式会社 三共 | 検 定 号 600397 | 有 効 期 間 平成9年3月4日 から3年間 |
| | 住 所 | 法人にあってはその代表者の氏名 | | 群馬県桐生市境野町六丁目460 | | | |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分 | 型 式 名 | 製造者名 | 検 定 号 | 有 効 期 間 | | |
| | ぱちんこ遊技機 | 規則第6条第1号 該当機 | C R フラインバー アラビアンGP | 株式会社 三共 | 600397 | 平成9年3月4日 から3年間 | |

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成9年度前期の技能検定を次のとおり実施する。

平成9年3月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 検定を実施する職種

園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、めつき、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、製版、印刷、プラスチック成形、石材施工、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、路面表示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、写真、産業洗浄、フラワー装飾及び和裁

2 検定の等級

1の職種のうち、園芸装飾、造園、機械加工、電子機器組立て、とび及び内装仕上げ施工については1級、2級及び3級に区分して、和裁については3級として、路面表示施工、塗料調色及び産業洗浄については等級を区分しないで、その他の検定職種については1級及び2級に区分して行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成9年6月16日(月)から同年9月7日(日)までの間において、別途鳥取

県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成9年6月6日(金)に鳥取県職業能力開発協会の掲示板

に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

| 検 定 職 種 | 実 施 期 日 |
|--|--------------|
| 金属熱処理、金属プレス加工、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装、産業洗浄及び和裁 | 平成9年8月24日(日) |
| 造園、機械加工、鉄工、めつき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ | 平成9年8月31日(日) |
| 写真 | 平成9年9月3日(木) |
| 園芸装飾、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、製版、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、路面表示施工、塗料調色及びフラワー装飾 | 平成9年9月7日(日) |

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成8年4月4日(金)から同月17日(木)まで(日曜日及び土曜日除く。なお、

郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

| | |
|--|---|
| <p>ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。 なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、80円切手をはったもの）を同封して行うこと。 イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。 ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても受験申請ができる。</p> | <p>紳士服製造 13,400円 和裁 10,000円 布はく縫製 15,400円 家具製作 15,400円 建具製作 15,400円 製版 15,400円 印刷 15,400円 プラスチック成形 15,400円 石材施工 15,400円 とび 14,500円 左官 13,400円 タイル張り 13,400円 畳製作 15,400円 防水施工 15,400円 内装仕上げ施工 15,400円 熱絶縁施工 15,400円 サッシ施工 15,400円 表装 15,400円 塗装 13,400円 路面表示施工 15,400円 塗料調色 13,400円 広告美術仕上げ 15,400円 写真 15,400円 産業洗浄 15,400円 フラワー装飾 15,400円</p> |
| <p>6 受検手数料等 (1) 受検手数料 ア 実技試験の手数料（1級、2級、在校生を除く3級及び単一等級）</p> | <p>3級（在校生に限る。）の実技試験受検手数料</p> |
| <p>検 定 職 種 手 数 料</p> <p>園芸装飾 15,400円 造園 14,500円 金属熱処理 15,400円 機械加工 15,400円 放電加工 15,400円 金属プレス加工 13,400円 鉄工 13,400円 建築板金 15,400円 めっき 15,400円 仕上げ 15,400円 電子機器組立て 15,400円 電気機器組立て 15,400円 鉄道車両製造・整備 15,400円 建設機械整備 13,400円 婦人子供服製造 11,200円</p> | <p>手 数 料</p> |

| | |
|---|--|
| <p>園芸装飾 10,000円 造園 9,700円 機械加工 10,000円 電子機器組立て 10,000円 和裁 6,700円 とび 9,700円 内装仕上げ施工 10,000円</p> | <p>職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、平成9年度技能検定(基礎1級及び基礎2級)を次のとおり実施する。 平成9年3月4日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> |
| <p>ウ 学科試験の受検手数料 3,000円 (2) 納付方法 (1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。 (3) その他 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。</p> | <p>1 検定を実施する職種 さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、タイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装</p> |
| <p>7 合格者の発表等 (1) 合格通知 実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成9年10月3日(金)に書面で通知する。</p> | <p>2 検定の等級 この技能検定は、上記の検定職種について基礎1級及び基礎2級に区分して実施する。</p> |
| <p>8 その他 技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政能力開発課(電話0857-26-7222)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)に問い合わせること。</p> | <p>3 検定の方法 この技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。 4 試験の実施期日及び実施場所等 (1) 実技試験 ア 実施期日 平成9年4月1日(火)から平成10年3月31日(火)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が指定する日 イ 実施場所 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所</p> |

| | | | |
|---|--|---------------------|----------------|
| <p>ウ 実技試験問題の公表</p> | <p>実技試験問題はあらかじめ受験申請者あて送付する。</p> | <p>検 定 職 種</p> | <p>手 数 料</p> |
| <p>(2) 学科試験</p> | <p>ア 実施期日</p> | <p>さく井</p> | <p>15,400円</p> |
| <p>平成9年4月1日(火)から平成10年3月31日(火)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が指定する日</p> | <p>イ 実施場所</p> | <p>铸造</p> | <p>15,400円</p> |
| <p>別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所</p> | <p>5 受験申請の手続</p> | <p>鍛造</p> | <p>15,400円</p> |
| <p>(1) 提出書類</p> | <p>ア 技能検定受験申請書(以下「申請書」という。)</p> | <p>機械加工</p> | <p>15,400円</p> |
| <p>イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面提出先 鳥取市富安二丁目159久本ビル5階 鳥取県職業能力開発協会</p> | <p>(2) 提出先</p> | <p>金属プレス加工</p> | <p>13,400円</p> |
| <p>(3) 受付期間 随時受け付ける。</p> | <p>(4) 受験申請に関する注意</p> | <p>鉄工</p> | <p>13,400円</p> |
| <p>ア 申請書の用紙は、鳥取県職業能力開発協会が交付する。</p> | <p>なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、80円切手をはったもの)を同封して行うこと。</p> | <p>建築板金</p> | <p>15,400円</p> |
| <p>イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。</p> | <p>6 受験手数料等</p> | <p>工場板金</p> | <p>15,400円</p> |
| <p>(1) 受験手数料</p> | <p>ア 実技試験の受験手数料</p> | <p>めつき</p> | <p>15,400円</p> |
| | | <p>アルミニウム陽極酸化処理</p> | <p>15,400円</p> |
| | | <p>仕上げ</p> | <p>15,400円</p> |
| | | <p>機械検査</p> | <p>11,200円</p> |
| | | <p>ダイカスト</p> | <p>13,400円</p> |
| | | <p>機械保全</p> | <p>15,400円</p> |
| | | <p>電子機器組立て</p> | <p>15,400円</p> |
| | | <p>電気機器組立て</p> | <p>15,400円</p> |
| | | <p>冷凍空気調和機器施工</p> | <p>14,500円</p> |
| | | <p>染色</p> | <p>14,500円</p> |
| | | <p>ニット製品製造</p> | <p>15,400円</p> |
| | | <p>婦人子供服製造</p> | <p>11,200円</p> |
| | | <p>紳士服製造</p> | <p>13,400円</p> |
| | | <p>帆布製品製造</p> | <p>15,400円</p> |
| | | <p>布はく縫製</p> | <p>15,400円</p> |
| | | <p>家具製作</p> | <p>15,400円</p> |
| | | <p>建具製作</p> | <p>15,400円</p> |
| | | <p>印刷</p> | <p>15,400円</p> |

| | |
|---|--|
| <p>製本 15,400円</p> <p>プラスチック成形 15,400円</p> <p>強化プラスチック成形 15,400円</p> <p>石材施工 15,400円</p> <p>ハム・ソーセージ・ベーコン製造 14,500円</p> <p>水産練り製品製造 15,400円</p> <p>建築大工 13,400円</p> <p>かわらぶき 15,400円</p> <p>とび 14,500円</p> <p>左官 13,400円</p> <p>タイル張り 13,400円</p> <p>配管 13,400円</p> <p>型枠施工 15,400円</p> <p>鉄筋施工 13,400円</p> <p>コンクリート圧送施工 14,500円</p> <p>防水施工 15,400円</p> <p>内装仕上げ施工 15,400円</p> <p>熱絶縁施工 15,400円</p> <p>サッシ施工 15,400円</p> <p>ウエルポイント施工 15,400円</p> <p>表装 15,400円</p> <p>塗装 13,400円</p> <p>工業包装 14,500円</p> <p>イ 学科試験の受検手数料 3,000円</p> <p>(2) 納付方法</p> <p>(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付する</p> | <p>こと。</p> <p>7 合格者の発表等</p> <p>(1) 合格通知 実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。</p> <p>(2) 合格証書の交付 この技能検定の合格者には、鳥取県知事名の合格証書が交付される。</p> <p>8 その他 技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。 なお、不明な点は、鳥取県商工労働部労政能力開発課（電話0857-26-7222）又は鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）に問い合わせること。</p> |
| <p>平成9年3月4日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 試験の日時</p> <p>(1) 二級建築士試験</p> <p>イ 学科の試験 平成9年7月6日（日）午前10時から午後5時10分まで</p> <p>イ 設計製図の試験 平成9年9月28日（日）午前11時30分から午後4時まで</p> | <p>建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成9年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。</p> |

報 雑

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成9年3月18日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成9年3月4日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

○ 法第5条第1項の届出に係るもの

- 1 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
エキサイテイングタウン丸合西倉吉店
倉吉市生田461-1ほか
- 2 届出者及び届出内容

| 届出者の名称 届出者の住所 | 店舗面積 | 開店日 | 主として販売する物品の種類 |
|---------------------------------|--------|-----------|---------------|
| 株式会社サノローズ 米子市東福原六丁目12-40 | 1,567㎡ | 平成9年11月1日 | 衣料、雑貨 |
| 有限会社リビングレストアー 米子市東福原六丁目12-40 | 330㎡ | 〃 | 家電、インテリア |

- (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験
平成9年7月27日（日）午前10時から午後5時10分まで
設計製図の試験
平成9年10月12日（日）午前11時30分から午後4時まで
 - イ 試験の場所
二級建築士試験（学科の試験）及び木造建築士試験（学科の試験）
鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校
二級建築士試験（設計製図の試験）及び木造建築士試験（設計製図の試験）
鳥取市尚徳町101-5 鳥取県立県民文化会館
 - 3 受検申込書の受付期間及び受付場所
(1) 平成9年4月14日（月）から同月18日（金）までの午前10時から午後4時までに鳥取市東町一丁目271社団法人鳥取県建築士会に持参すること。
(2) 平成9年4月14日（月）及び15日（火）の午前10時から午後4時までに米子市糀町一丁目160鳥取県西部総合事務所第12会議室に持参すること。
 - 4 合格者の発表
平成9年12月11日（木）頃合格者に通知する。なお、「学科の試験」の合格者については、同年9月12日（金）頃通知する。
 - 5 その他
(1) 詳細については、受付申込書及び受付要領を次の場所で平成9年4月7日（月）から配布するので参照すること。
鳥取市東町一丁目271 鳥取県鳥取土木事務所建築住宅課
倉吉市東蔵城町2 鳥取県倉吉土木事務所建築住宅課
米子市糀町一丁目160 鳥取県米子土木事務所建築住宅課
(2) 設計製図の試験の課題は、平成9年6月25日（水）頃から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、試験会場に掲示する。